

観音寺市観光基本計画改定支援業務委託事業者選定プロポーザル

第1次審査実施要項

(1) 審査方法

観音寺市観光基本計画改定支援業務（以下「本業務」という。）委託事業者選定プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）に定められた項目に基づき、提出された企画提案書等について書類審査を行い、第2次審査の対象となる4事業者を選定する。ただし、企画提案書を提出した事業者が4者に満たない場合、又は評価得点が同点となる事業者が4者を超えている場合は、この限りではない。

(2) 確認及び審査事項

ア 資格審査

提出された企画提案書等について、次の(ア)と(イ)の項目を満たしていることを確認する。

(ア) 提出書等の内容が、本業務に係る実施要領に定められた資格要件を全て満たしており、又内容も合致していること。

(イ) 実施要領に定められた内容が、全て記載されていること。

イ 評価審査

上記の資格審査を経て事業者の業務実績により書類審査を行い、4事業者を選定する。ただし、応募事業者が4事業者に満たない場合又は同じ評価点の事業者が4者を超えている場合は、この限りでない。

第2次審査における委託業者選定評価基準の項目1に基づく事業者の過去5年間（平成29年4月～令和4年3月）において、国又は地方公共団体等の観光関係事業を受託し、完了した実績は、実績数に応じて評価基準に定める評価配点に、次の評価係数を乗じて評価点数を算出することにより、評価点とし、2次審査に用いる。

○ 事業実績評価係数表

受託業務 完了実績数	0件	1件	2～5件	6～9件	10件以上
評価係数	0	0.2	0.5	0.8	1.0